

第1号様式

個人情報ファイルの名称	介護保険システム
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健幸福祉部高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険に関する事務
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6個人番号、7世帯番号、8電話番号、9資格情報、10認定情報、11受給情報、12給付情報、13賦課情報
記録範囲	介護保険加入者
記録情報の収集方法	本人からの申請により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市健幸福祉部高齢福祉課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和5年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	介護認定情報ファイル
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健幸福祉部高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	介護認定
記録項目	1被保険者番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7家族等連絡先、8概況調査情報、9基本調査情報、10主治医意見書
記録範囲	介護認定者
記録情報の収集方法	介護認定調査員による調査、医師の診療
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	介護支援専門員、医師
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市健幸福祉部高齢福祉課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和5年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健幸福祉部高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	災害時の避難支援、安否確認の基礎的資料
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5連絡先、避難支援等を必要とする事由
記録範囲	災害対策基本法及び地域防災計画に基づく対象者
記録情報の収集方法	災害対策基本法及び地域防災計画に基づく対象者の住民基本台帳情報、介護保険情報、障害者手帳情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市健幸福祉部高齢福祉課 (所在地) 501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和5年4月1日